

# 後期高齢者医療制度 Q & A

**Q** 老人保健制度とどこが違うの？支払う医療費などの違いもありますか？

**A** 対象者や医療費負担割合などは、基本的に現在の老人保健制度と変わりませんが、新たに被保険者一人一人が保険料を納めることとなります。



**Q** 制度の対象とならない人にはどのような人がいますか？

**A** 現在の老人保健制度と同じで、生活保護法による保護を受けている世帯に属している人などが該当することになります。

**Q** 保険料はいつから、どのようにして納めるのですか？

**A** 原則、4月に支給される年金から天引き（特別徴収）となります。

**Q** 後期高齢者医療制度の被保険者は、65歳以上74歳以下で一定の障害があると認定を受けた人も対象となっていますが、「一定の障害」とはどのような障害ですか？

**A** 現在の老人保健制度と同じで、身体障害者手帳1級から3級までと4級の1部、精神障害者保健福祉手帳1級、2級、療育手帳A、および国民年金の障害基礎年金・障害厚生年金1級、2級受給者の人たちが対象になります。任意加入となりますので、届け出が必要です。

**Q** 年金額が年額18万円以上の人、保険料が年金から天引きされる特別徴収の対象となりますか？

**A** ただし、介護保険料と合わせた保険料が年金額の2分の1を超える場合は、対象になりません。

**Q** 特別徴収の対象にならない人は、年9回に分けて市が発行する納付書や口座振替で納付します。平成20年度は、7月からの納付です。

**Q** 保険料の軽減制度はありますか？

**A** 前年の所得が一定基準以下の世帯は、均等割が軽減される制度があります。

**Q** 窓口負担が「1割負担」となる人「3割負担」となる人」の判定基準はどのようになるか教えてください。

**A** 原則、窓口での負担は1割負担ですが、現役並み所得者に該当する人は、3割負担となります。

**Q** 【現役並み所得者とは】

**A** 同一世帯に市民税の課税所得が145万円以上の「70歳以上の人、または後期高齢者医療で医療機関にかかる人」がいる人。

**Q** ただし、70歳以上の人と後期高齢者医療で医療機関にかかる人が2人以上いる場合は、その収入合計が520万円未満、一人の場合は、383万円未満であれば、申請すると1割負担の「一般」に区分されます。

**Q** 夫（76歳）の社会保険の被扶養者ですが、わたし（73歳）の保険はどうなりますか？

**A** 国民健康保険に加入することになります。現

在加入している保険者から通知がありますので、各総合支所で国民健康保険への加入手続きを行ってください。

**Q** 被保険者証の有効期限はいつまでですか？

**A** 毎年7月末日までが有効期間としてあります。ただし、今回のみ平成21年7月までの被保険者証を交付します。

**Q** 現在、老人保健制度の適用を受けている75歳以上の人は、後期高齢者医療制度に変わるとき、何か手続きが必要ですか？

**A** 自動的に後期高齢者医療制度へ移行しますので、手続きの必要はありません。



**Q** 高額医療費の支給申請など各種手続きはどこでするのですか？

**A** 最寄りの総合支所窓口で手続きができます。

## 奨学生を募集します

### 市育英資金・浅野兄妹奨学資金

市育英資金および浅野兄妹奨学資金は、平成20年4月以降に下記の校種に進学・進級する人で、経済的理由により修学が困難な人に奨学金を貸し付けするものです。

**【校種】** 国内の高等学校、専門学校、高等専門学校、短期大学、大学（大学院を除く）

**【申込資格】** 家計・学力・人物が、基準に合致していること。

#### ◆家計

世帯の平成19年中の総所得金額が、別表1に定める基準以下であること。また、別表2の事由に該当する場合は、別表1の基準額に別表2の特殊事情算入額を足した額が基準額となります。

#### 【別表1】

区分	基準額
世帯人員	
1人	1,780千円
2人	2,820千円
3人	3,280千円
4人	3,550千円
5人	3,820千円
6人	4,020千円
7人	4,220千円

※世帯人員が8人以上の場合は、一人につき200千円を加算する。

#### 【別表2】

区分	事由	特殊事情算入額
特殊1	世帯内に高校へ就学している人がいる場合	770千円（一人につき）
特殊2	世帯内に大学・短大・専門・高専へ就学している人がいる場合	990千円（一人につき）
特殊3	そのほか家計をひっばくする事由があると認められる場合	総所得金額と基準金額の差額分

※特殊1・2の事由＝平成20年4月現在

#### ◆学力

成績が学年評定3.5以上で、かつ、最終学年における成績が上位50%以内に入っていること（スポーツ、芸術などで卓越している人または特に向学心旺盛で学校長が推薦する場合は考慮する）。

#### ◆人物

市内に3年以上在住し、現に生計の基礎が市内にある人で、心身ともに健康な人。

#### 【貸付月額】

区分	高校生	専門学校生、高等専門学校生、短大生、大学生
自宅通学	1万円以内	4万円以内
自宅通学以外	3万円以内	5万円以内

#### 【貸付期間】

高校生	4年以内
専門学校生	5年以内
短大生	2年以内

**【貸付方法】** 年2回以内、奨学生本人の預金口座（郵便局・漁協を除く）に振り込みます。

**【償還方法】** 年賦、半年賦、月賦（いずれかを選択）

詳細は、教育委員会教育総務課または各教育委員会事務所にお問い合わせください。

### 上杉奨学金

上杉奨学金は、市内に在住する高校3年生や社会人などで大学へ進学を希望する人、現在大学に在学中で学資の支払いが困難な人に奨学金を貸し付けするものです。

**【校種】** 大学

**【採用者数】** 年間3人以内

**【優先順位】** 貸し付けの順位

第1位	第2位	第3位
大学生（在学生）	社会人	高校生

**【貸付年額】** 50万円以内

**【貸付期間】**

医学部、獣医学部以外	4年以内
医学部、獣医学部	6年以内

**【貸付方法】** 年1回、奨学生本人の預金口座（郵便局・漁協を除く）に振り込みます。

**【償還方法】** 年賦、半年賦（いずれかを選択）

#### ◆共通事項

**【募集期間】** 3月3日（月）～25日（火）

**【保証人】** 必要

**【奨学資金の償還】**

- ◇奨学資金は無利子です。
- ◇卒業、進学先、就職先を条件とした償還免除制度はありません。
- ◇償還期間は10年以内。

**【選考方法】** 奨学生選考委員会で審査を行います。※採用にならない場合もあります。

**【奨学生決定時期】** 4月

**【応募書類】**

- ①奨学生願書（様式1号）
- ②学校長推薦書（様式2号）
- ③健康診断書（学校発行のものでも可）
- ④住民票謄本（家族全員分）
- ⑤納税証明書（保証人、連帯保証人）
- ⑥平成19年中の家族全員の所得が分かる書類
- ⑦合格通知書、入学通知書（写）

※①と②は市ホームページからダウンロードできます。

### 前期高齢者医療制度の見直し

◇70～74歳の人の窓口負担について

4月から2割とされていた窓口負担が、平成21年3月までの1年間は1割に据え置かれます。

※3割負担の人、一定以上の障害認定を受けた後期高齢者医療制度の受給者は除きます。

**【問い合わせ】** 市民生活部保険医療課 国民健康保険係  
☎ 0220 (58) 2166

**【制度について】**  
▼宮城県後期高齢者医療広域連合  
☎ 022(266)1021  
▼市民生活部保険医療課  
☎ 0220(58)2166  
**【保険料について】**  
▼総務部税務課  
国民健康保険係  
☎ 0220(22)2163

後期高齢者医療制度に関する問い合わせ